

第23回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時：

2022年6月25日(土曜日) 午前10時

受付開始 午前9時30分

開催場所：

横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階 柏

神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号

(「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項：

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

目次

第23回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
・ 事業報告	12
・ 計算書類	28
・ 監査報告	30

書面(郵送)・インターネットでの議決権行使のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面(郵送)、またはインターネットにより議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：

(郵送到着時限/インターネット入力時限)

2022年6月24日(金曜日) 午後6時まで

証券コード：3477
2022年6月3日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区大倉山一丁目14番11号
フォーライフ株式会社
代表取締役社長 奥本 健二

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただけますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://forlifeand.premium-yutaiclub.jp/>)にアクセスしていただき、2022年6月24日（金曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、4頁<電子議決権行使方法のご案内>をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月25日（土曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階 柏
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第23期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。また、書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

新型コロナウイルス感染防止に向けた対応について

新型コロナウイルス感染防止対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- ・会場は、感染予防のため間隔をあけた座席配置とし、例年よりも座席数が減少する見込みです。
- ・株主総会の登壇者、運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・会場入口付近など会場各所には、アルコール消毒液を設置いたします。

<株主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、本総会につきましては、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。

<来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様には、アルコール消毒液による手指消毒とマスクの着用をお願い申し上げます。
- ・発熱症状がある方にご入場をお控えいただく場合や、体調不良とお見受けした方には、ご退会をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://ir.forlifeand.com/>) にてお知らせ申し上げます。

- ◎ 本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイトに掲載いたしました。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎ なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の記載事項に関し、修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト (<https://ir.forlifeand.com/>)

議決権行使ウェブサイト (<https://forlifeand.premium-yutaiclub.jp/>)

議決権行使に関するお願い

■ 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

■ 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
2022年6月24日（金曜日）午後6時までに到着するよう
ご返送ください。

■ インターネットで議決権を行使される場合



2022年6月24日（金曜日）午後6時までにご入力ください。

電子議決権行使方法のご案内

1. ログイン

以下のURLから議決権行使サイト「フォーライフ・プレミアム優待倶楽部」にアクセスし、必要な情報をご入力の際は、ログインをお願いいたします。



URL : <https://forlifeand.premium-yutaiclub.jp/>

【新規会員登録に必要なユーザー情報】

■株主番号

株主様ご自身の株主番号をご入力ください。

■郵便番号

株主様ご自身の郵便番号をご入力ください。

※仮パスワードは、招集ご通知に同封の「株主の皆さまへ株主優待のお知らせ」に記載されています。

※仮登録完了メールが届きますので、本登録を完了してください。

2. ログイン&議決権行使

STEP 1

「株主ポスト」ページへアクセスしてください。

STEP 2

「議決権行使」ページへアクセスして、賛否を選択してください。

<ご注意事項>

- 複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱い
 - 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - インターネットでの議決権行使は、一回限り行うことができます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信費は、株主の皆様のご負担になりますのでご了承ください。

システムおよび議決権行使方法に関するお問い合わせ

フォーライフ・プレミアム優待倶楽部ヘルプデスク

お問い合わせ先：0120-980-965

通話無料/受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、企業価値の増大に向け積極的に事業の成長に向けた投資や新たな事業領域への参入等を行うとともに、業績に応じた成果を株主の皆様へに配分することを基本方針としております。配当金については、配当性向20%を配当額の目途として安定配当に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針、当期の業績、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、年間の配当金は中間配当金15円と合わせて、1株につき48円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金33円 配当総額65,987,262円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第15条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>1. 変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下、「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 おくもと けんじ
1 奥本 健二

(1963年5月26日生)

再任

所有する当社の株式数	1,400,000株	取締役会の出席率	100% (13回/13回)
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1988年4月 株式会社ミヤマ（現 株式会社レオパレス21）入社 1989年9月 住友不動産販売株式会社入社 1996年9月 当社設立 代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）		
取締役候補者とした理由	奥本健二氏は、当社の代表取締役社長として長年に亘り当社の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、不動産業界における長い経験と、企業経営者としての経営全般における豊富な経験や見識を踏まえ、引き続き当社の中長期的な企業価値向上への貢献が見込まれること、また、当社の持続的成長及び事業推進のために適切な人材であると判断したため、取締役候補者としたしました。		

候補者番号 なかむら ひとし
2 中村 仁

(1969年1月9日生)

再任

所有する当社の株式数	14,032株	取締役会の出席率	100% (13回/13回)
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2012年5月 当社入社 常務取締役 2013年5月 当社常務取締役 住宅営業部長 2014年4月 当社専務取締役 住宅営業部長 2015年4月 当社専務取締役 執行役員 住宅営業部長 2017年4月 当社専務取締役 執行役員 分譲住宅営業部長兼再生住宅営業部長 2021年4月 当社専務取締役執行役員分譲住宅営業本部長兼再生住宅営業部長（現任）		
取締役候補者とした理由	中村仁氏は、当社の営業部門の責任者を務めるなど、不動産業界における豊富な経験・実績を有しております。また、当社の取締役及び執行役員として経営に携わっている経験・実績も有しており、引き続き当社事業の推進及び中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者としたしました。		

候補者番号 たかはし こうじ
3 高橋 効志

(1970年12月21日生)

再任

所有する当社の株式数	14,032株	取締役会の出席率	100% (13回/13回)
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2006年10月 当社入社 2012年 4月 当社住宅事業部長 2012年 7月 当社取締役 住宅事業部長 2013年 5月 当社取締役 施工部長 2015年 4月 当社取締役 執行役員 施工部長 (現任)		
取締役候補者とした理由	高橋効志氏は、当社の住宅事業や施工部門の責任者を務めるなど、住宅分野における豊富な経験・実績を有しております。また、当社の取締役及び執行役員として経営に携わっている経験・実績も有しており、引き続き当社事業の推進及び中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者としていたしました。		

候補者番号 よねだ こうぞう
4 米田 康三

(1948年6月18日生)

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数	9,460株	取締役会の出席率	100% (13回/13回)
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1972年 3月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 2001年 4月 同行執行役員本店営業第二部長 2002年 6月 Japan Equity Capital Co., Ltd.会長兼CEO 2003年 4月 大和証券SMB Cプリンシパル・インベストメンツ株式会社顧問 2005年 6月 平田機工株式会社代表取締役社長 2012年 4月 株式会社キンレイ (現株式会社KRフードサービス) 代表取締役社長 2014年12月 株式会社アミファ社外取締役 (現任) 2015年 6月 株式会社タカギ社外取締役 アネスト岩田株式会社社外取締役 (現任) 2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員 (現任) 2016年11月 当社社外取締役 (現任) 2018年 6月 北越メタル株式会社社外取締役 (現任)		
	(重要な兼職の状況) 株式会社アミファ社外取締役 / アネスト岩田株式会社社外取締役 / スリーフィールズ合同会社代表社員 / 北越メタル株式会社社外取締役		
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	米田康三氏は、金融機関における長年の経験と、事業法人における経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。社外取締役として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を期待できること、また、取締役会において積極的に発言いただく等、当社の社外取締役在任中の実績等を踏まえ、中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き社外取締役候補者としていたしました。		

所有する当社の株式数	175株	取締役会の出席率	100% (10回/10回)
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1981年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 2009年 4月 同行 執行役員 日比谷法人営業第二部長 2010年 4月 同行 執行役員 大阪南法人営業本部長 2012年 5月 株式会社エンチョー顧問 2012年 6月 同社 代表取締役専務 2016年 6月 銀泉リインシュアランス株式会社 取締役社長 銀泉株式会社 代表取締役兼専務執行役員 2020年 4月 同社 代表取締役兼副社長執行役員 2021年 6月 当社社外取締役（現任）</p>		
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	<p>井上悦孝氏は、金融機関での豊富な経験に加え、企業経営における幅広い経験と知見を有しております。これらの経験及び見識を活かして、独立した客観的な立場から当社の経営全般に対する監督およびチェック機能を発揮していただくことにより、当社のコーポレートガバナンスの充実、取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者奥本健二氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
3. 米田康三氏及び井上悦孝氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社社外取締役の在任期間（本総会終結時）は次のとおりです。
米田康三氏 5年7カ月
井上悦孝氏 1年
5. 当社は、米田康三氏及び井上悦孝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。現任の取締役である候補者は、当該保険の被保険者に含まれており、各候補者が選任された場合には、いずれも当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております
7. 取締役候補者が所有する当社の株式数には、2022年3月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

■ 当社の経営理念

当社は、当社の経営の特徴である、高い生産性、効率性、財務健全性を維持し、分譲住宅事業、注文住宅事業ともに、第一次住宅購入層のお客様を中心に、高品質で安全性の約束されたスタンダード住宅の提供をメインテーマに、次のような経営理念をもって事業活動を行っております。

1. 建物創りを通して、志を持って事業にあたる
2. 時に合わせて柔軟に変化する能力を養いスピーディな営業を目指す
3. 社内の強調と協働により一人あたりの生産性において地域においての業界ナンバーワンを目指す
4. お客様に、安心と安全を備えた、低価格で高品質な住宅を提供する

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により社会生活や経済活動は様々な制約を受ける状況が続きました。ワクチン接種の進展や各種政策等の効果により経済活動の正常化が期待されるものの、変異株の発生やウクライナ情勢等に関する世界的な経済活動の停滞感が懸念されるなど、依然として厳しい状況にあります。

当社の属する住宅業界におきましては、木材の需給ひっ迫を背景とした「ウッドショック」と称される木材価格の高騰・供給不足、新型コロナウイルス感染症のまん延によるサプライチェーンの混乱・寸断等により住宅設備等の納期遅延が顕在化するなど、住宅供給面では厳しい事業環境が続いております。

住宅市況に関しましては、家時間の増加やテレワークの普及、首都圏を中心に分譲マンション価格が高止まりする中、戸建住宅は比較的割安に購入可能であり、住宅取得支援施策や住宅ローンの低金利水準の継続も相まって、実需の住宅取引は堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社は地場不動産仲介業者との関係を強化し、地域に密着した営業活動による良質な戸建用地の取得を継続し、建築資材の調達に関しては安定した仕入ルートの確保

を推し進め、自社設計・自社施工管理による高品質でリーズナブルな住宅の供給をミッションに、当社の事業エリアである東京神奈川圏（神奈川県横浜市・川崎市、東京城南地区）において活動エリアの深耕と拡充を図ってまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は12,359,365千円（前期比14.8%増）、営業利益は748,856千円（同22.2%増）、経常利益は712,788千円（同23.4%増）、当期純利益は480,272千円（同26.5%増）となりました。

また、2022年2月8日に通期業績予想（2021年5月13日公表）の上方修正を行っておりますが、修正後の予想に対し、高利益率物件の販売が期末にかけても順調に推移したことから各段階利益は予想値を上回る結果となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

（分譲住宅事業）

分譲住宅事業におきましては、仕入れに関しては、地域密着の深耕営業を軸に良質な用地の適正価格での取得、住宅建設では、新規協力業者の継続的な開拓や工程管理の強化、人員配置の適正化を図ってまいりました。さらに販売においては、継続的な仕様・設備の見直しや新たな生活様式を取り入れた顧客ニーズに対応した商品力の強化と良好な収益性の維持に取り組んでまいりました。

これらの結果、引渡棟数は243棟(前期比23棟の増加)、売上高は9,941,558千円（同18.6%増）、営業利益は1,258,526千円（同31.3%増）となりました。

（注文住宅事業）

注文住宅事業におきましては、住宅展示場を拠点とした集客体制の確立、WEBマーケティングの強化による自社集客力向上を図り、受注拡大に取り組んでまいりました。引渡に関しては、当事業年度は過年度を上回る水準の受注残を背景に概ね計画通りのスタートを切ることができましたが、ウッドショックの影響の長期化による工期調整を行った結果、引渡棟数は前事業年度を下回りました。

これらの結果、引渡棟数は92棟(前期比2棟減)、売上高は2,009,768千円（同1.0%減）、営業損失は34,616千円（前期は営業利益55,306千円）となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、京都エリアで主に中古物件（マンション）のリノベーションを行い、付加価値を高めた上で、一般顧客への販売を手掛けております。また、マンションのリノベーションの他、既存建物の小規模改修工事がその他事業に含まれております。当事業年度は、リノベーションマンションの販売実績は7件となりました。

これらの結果、売上高は408,039千円（前期比16.2%増）、営業損失は18,013千円（前期は営業利益2,668千円）となりました。

セグメントの名称	売上高（千円）	(前期比)	引渡棟数	(前期)
分譲住宅事業 [うち土地分譲]	9,941,558	(18.6%)	243	(220)
	[714,330]	[143.8%]	[15]	[6]
注文住宅事業	2,009,768	(△1.0%)	92	(94)
その他事業	408,039	(16.2%)	7	(8)
合計	12,359,365	(14.8%)	342	(322)

② 次期の見通し（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

新型コロナウイルス感染症の影響や欧州における地政学リスク、これらを背景としたサプライチェーンの混乱など経営環境の不確実性は増しております。

また住宅業界におきましては、生活様式や働き方の変化、低金利の住宅ローン、住宅取得支援施策の継続による実需層の住宅取得意欲は堅調に推移するものと予想されます。一方で住宅用の輸入木材不足の深刻化、原材料価格高騰など住宅供給への影響が懸念される状況です。

このような経営環境の下、主力の分譲住宅事業におきましては、東急東横線沿線を中心に、地域に密着した営業活動を展開することで、用地取得の強化や既存営業エリアの深耕を進めるとともに、企業の認知度の向上に努めてまいります。高品質、低価格な分譲住宅の企画・開発に注力し、販売物件に関しましては、地域特性に合わせたプラン・価格を設定することで資産回転率の向上に注力してまいります。

注文住宅事業におきましては、引き続き広告宣伝の強化を図り、武蔵小杉展示場内モデルハウスを活用し、顧客との接点を強化するとともに企業知名度、及びブランド力の向上を図ってまいります。また、事業拡大に向けて、建築技術人材の増員を含む生産体制構築を推進してまいります。

以上を踏まえまして、2023年3月期業績予想は、売上高は14,000百万円（当事業年度比13.3%増）、営業利益は860百万円（同14.8%増）、経常利益は800百万円（同12.2%増）、当期純利益は540百万円（同12.4%増）としております。

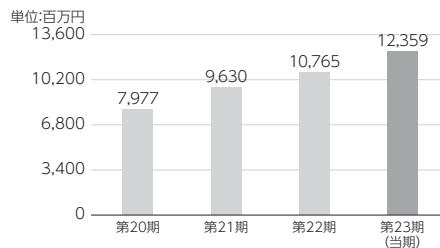
- ③ 設備投資の状況
当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は32,095千円であります。
- ④ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

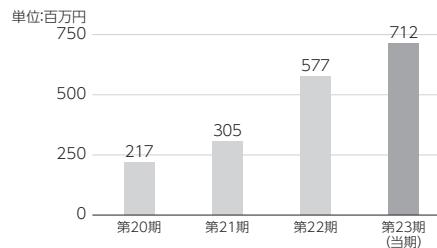
区 分	第20期 (2019年3月期)	第21期 (2020年3月期)	第22期 (2021年3月期)	第23期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	7,977,255	9,630,485	10,765,263	12,359,365
経常利益(千円)	217,568	305,978	577,575	712,788
当期純利益(千円)	136,912	209,933	379,602	480,272
1株当たり当期純利益(円)	68.47	104.98	189.83	240.18
総資産(千円)	4,813,337	5,184,749	6,578,194	7,577,258
純資産(千円)	2,372,242	2,522,134	2,821,652	3,221,940
1株当たり純資産(円)	1,186.28	1,261.26	1,411.10	1,611.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

売上高



経常利益



当期純利益



総資産・純資産



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題については、一次取得者を主要な顧客層としてリーズナブルな価格かつ良質な新築戸建住宅を提供するだけでなく、事業用不動産の仕入からアフターサービスまでをワンストップとすることにより、高い顧客満足度の獲得を通して地域社会の貢献に努め、ひいては中長期的に更なる収益力向上を図る観点から、次の事項を重点施策として取り組む必要があると判断しております。

① 事業エリアの拡充

当社は、神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心に狭小三層構造の新築戸建住宅の分譲事業を主軸として注文住宅事業へ展開を行っておりますが、この地域は住宅取得希望者の人気が高い地域であることから、既存店の規模拡充により営業基盤を固め周辺地域へ延伸を図ってまいります。また、関西圏域における事業展開を進めてまいります。

② 事業用地仕入の強化

当社の主要事業である新築戸建住宅の分譲事業を推進するうえで、事業用地の取得が不可欠であります。これまで大手不動産仲介会社や地場の不動産会社を通じた仕入を行っておりますが、今後も仕入先との一層の関係強化と仕入ルートの多元化により、当社が企図する立地条件の事業用地を適正価格によって安定的な確保を図ってまいります。

③ 原価管理の強化

原材料費や外注費の上昇については、設計・施工・技術基準の見直しやスケール・メリットを活かしたコスト低減及び標準工期の順守並びに完成在庫期間の短縮化を図ることにより、品質を維持しながら収益の確保向上に努めてまいります。

④ 事業領域の拡充

当社は、主要事業である新築戸建住宅の分譲事業のほか、注文住宅事業を展開しております。同事業は成長軌道に乗りつつあると考えておりますが、中長期的には主たる事業のひとつに成長させるべく強化に取り組んでおります。

また、更なる収益基盤を拡充すべく、既存マンションのリユース領域におけるリノベーション分野での事業領域拡充に取り組んでまいります。

⑤ 財務管理の強化

当社の資金調達は、事業用地等の取得に係るプロジェクト資金が主たる使途であり、この資金調達を機動的かつ安定的に行う必要があります。今後の事業拡大のため在庫管理と財務管理の一層の徹底に努めてまいります。

⑥ 人材の確保と育成

当社は、引き続き持続的な成長を目指すに当たり、事業用地の仕入を担当する企画営業職や住宅建築を担う建築士・施工技術者の確保等の体制整備を適宜適切に図ることが、地域に密着した事業活動を支え経営基盤を強固なものとし得ると認識しております。

また、業容を拡大するうえで人的リソースによる寄与度が高いことから、不動産・住宅事業に関する知見が豊かな人材の中途採用及び新卒採用を推進し、人材確保と事業を牽引する中核人材育成に積極的に取り組んでまいります。

⑦ 内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、企業の継続的発展を図るために、内部統制の行き届いた管理体制を高機能に維持していく必要があると認識しております。その一環として、当社の定める内部統制基本方針の遵守及びコンプライアンス最優先の企業経営に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
分譲住宅事業	神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心とした新築戸建住宅の企画・開発と販売
注文住宅事業	神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心とした新築戸建住宅の建築請負

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

本社	神奈川県横浜市港北区
営業所	横浜店：神奈川県横浜市西区、大倉山店：神奈川県横浜市港北区、 渋谷店：東京都渋谷区、武蔵小杉住宅展示場：神奈川県川崎市中原区 京都店：京都府京都市下京区

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

同一の従業員が各セグメントに従事しているため、事業部門別の従業員を示すと次のとおりであります。

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
営業部門	39名	2名増
設計部門	14名	2名増
施工部門	21名	4名増
全社(共通)	12名	1名増
合計	86名	9名増

- (注) 1. 従業員数の増加は、業容拡大及び一層の体制強化を図るためのものであります。
2. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
3. 全社(共通)として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	903,000千円
川 崎 信 用 金 庫	775,600千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	699,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	348,341千円
横 浜 信 用 金 庫	328,984千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	150,000千円

(注) 借入先が有する当社の株式はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,000,000株 (自己株式386株を含む)
- (3) 株主数 1,066名 (前期末比71名減)
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
奥本健二	1,400,000	70.01
フォーライフ従業員持株会	83,800	4.19
水元公仁	32,300	1.62
嶋田文吾	30,000	1.50
高橋効志	14,032	0.70
中村仁	14,032	0.70
若杉精三郎	12,100	0.61
今給黎孝	12,000	0.60
高羽大介	10,800	0.54
山本守之	10,000	0.50
針谷隆	10,000	0.50

(注) 1. 持株比率は、自己株式(386株)を控除して計算しております。

2. 中村仁氏、高橋効志氏の所有株式数には、役員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	奥 本 健 二	
専務取締役執行役員	中 村 仁	分譲住宅営業本部長 兼 再生住宅営業部長
取締役執行役員	高 橋 効 志	施工部長
取締役(社外)	米 田 康 三	株式会社アミファ 社外取締役 アネスト岩田株式会社 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員 北越メタル株式会社 社外取締役
取締役(社外)	井 上 悦 孝	
常勤監査役(社外)	武 田 茂	
監査役(社外)	細 川 順 弘	太田仁男税理士事務所 所属、税理士
監査役(社外)	榎 本 一 久	弁護士法人東京表参道法律会計事務所 代表社員 BRUNO株式会社 社外監査役 株式会社クリアスライフ 社外監査役 株式会社エイスリー 社外監査役

- (注) 1. 常勤監査役 武田茂氏は、事業法人の審査・リスク管理部門における長年の経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 監査役 細川順弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 榎本一久氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、米田康三氏、井上悦孝氏、武田茂氏、細川順弘氏及び榎本一久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。被保険者は当社の取締役、監査役及び一定の条件に該当する従業員であり、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。

なお、当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	5名	107,400千円
監 査 役	3名	9,400千円
合 計 (うち社外役員)	8名 (5名)	116,800千円 (17,200千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、2016年6月28日開催の第17回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億円以内、監査役の報酬限度額は年額1千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役	米田 康三	株式会社アミファ 社外取締役 アネスト岩田株式会社 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員 北越メタル株式会社 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	細川 順弘	太田仁男税理士事務所 所属	重要な取引その他の関係はありません。
	榎本 一久	弁護士法人東京表参道法律会計事務所 代表社員 BRUNO株式会社 社外監査役 株式会社クレアスライフ 社外監査役 株式会社エイスリー 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会及び監査役会出席回数	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	米田 康三	取締役会 13回/13回 (100%)	金融機関における長年の経験と企業経営の豊富な経験・実績と高い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、提言等を行っております。
取締役	井上 悦孝	取締役会 10回/10回 (100%)	金融機関での豊富な経験に加え、企業経営における幅広い経験と見識を活かし、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 2021年6月26日就任以降に開催されたすべての取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、提言等を行っております。
監査役	武田 茂	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、事業法人の取締役及び監査役としての豊富な経験と実績を生かし、適宜発言を行っております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等のほか、定期的に開催される経営会議への出席、代表取締役、会計監査人、各部門長との意見交換、店舗往査等を行っております。
監査役	細川 順弘	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	榎本 一久	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,245,079	流動負債	3,923,460
現金及び預金	2,029,290	買掛金	542,504
契約資産	367,496	短期借入金	2,692,000
販売用不動産	972,182	1年内償還予定の社債	60,000
仕掛販売用不動産	3,705,345	1年内返済予定の長期借入金	120,204
前渡金	81,680	リース債務	3,341
前払費用	42,760	未払金	68,466
その他	46,323	未払法人税等	153,420
固定資産	332,179	契約負債	183,462
有形固定資産	231,126	預り金	9,088
建物	141,705	賞与引当金	89,280
車両運搬具	35,971	株主優待引当金	1,578
工具、器具及び備品	41,904	その他の	115
土地	134,958	固定負債	431,857
建設仮勘定	8,944	社債	30,000
減価償却累計額	△132,356	長期借入金	392,721
無形固定資産	8,837	リース債務	9,136
ソフトウェア	8,837	負債合計	4,355,317
投資その他の資産	92,215	(純資産の部)	
長期前払費用	5,731	株主資本	3,221,940
繰延税金資産	47,547	資本金	154,880
その他	38,935	資本剰余金	104,880
資産合計	7,577,258	資本準備金	104,880
		利益剰余金	2,962,868
		利益準備金	9,529
		その他利益剰余金	2,953,338
		繰越利益剰余金	2,953,338
		自己株式	△687
		純資産合計	3,221,940
		負債純資産合計	7,577,258

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		12,359,365
売上原価		10,556,388
売上総利益		1,802,977
販売費及び一般管理費		1,054,120
営業利益		748,856
営業外収益		
受取家賃	1,080	
解約手付金収入	8,500	
その他	4,815	14,395
営業外費用		
支払利息	47,689	
その他	2,774	50,463
経常利益		712,788
特別利益		
固定資産売却益	454	454
特別損失		
固定資産除却損	588	588
税引前当期純利益		712,654
法人税、住民税及び事業税	238,546	
法人税等調整額	△6,164	232,382
当期純利益		480,272

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

フォーライフ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村上	淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹田	裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォーライフ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断

による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従い整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2022年5月12日

フォーライフ株式会社 監査役会

常勤監査役 武田 茂 ㊟
(社外監査役)

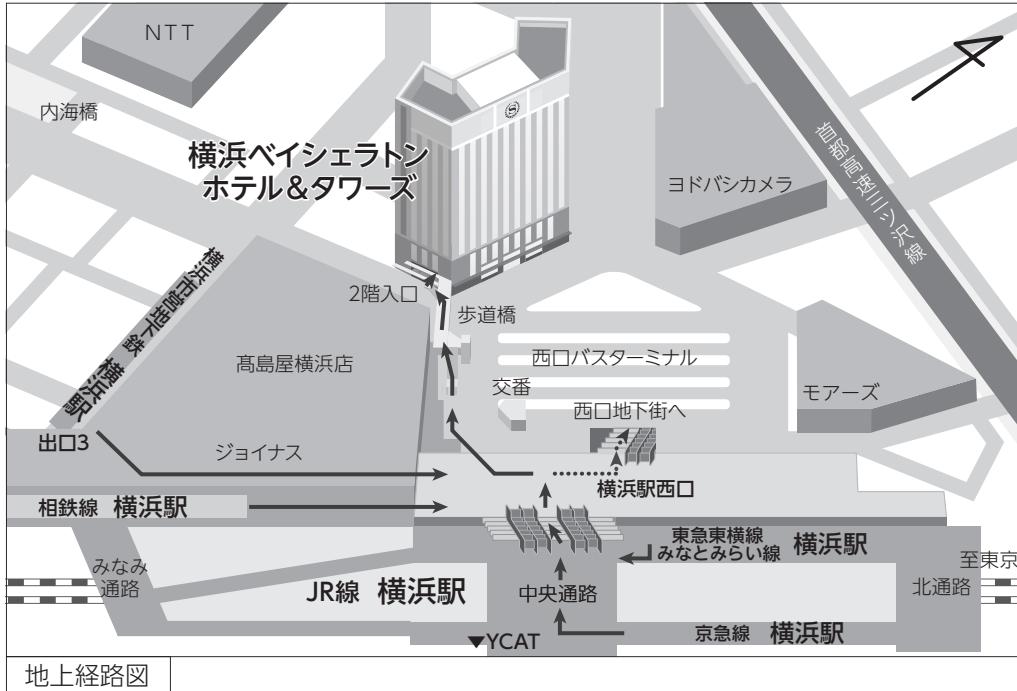
監査役 細川 順弘 ㊟
(社外監査役)

監査役 榎本 一久 ㊟
(社外監査役)

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階 柏
TEL 045-411-1111 (代)



<交通>

JR・私鉄・地下鉄

横浜駅 西口より徒歩1分

(注) 駐車場のご用意はいたしておりません。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。